宍粟市教育委員会規則第７号

宍粟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年４月10日

宍粟市教育長　　西　岡　章　寿

宍粟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

宍粟市教育委員会公印規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県宍粟市立都多幼稚園印	方24	れい書	都多幼稚園名をもって処理する重要な文書	都多幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立都多幼稚園印	だ円形35×15	れい書	都多幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	都多幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立都多幼稚園長印	方21	れい書	都多幼稚園長名をもって処理する重要な文書	都多幼稚園長	1

」

を

「

兵庫県宍粟市立都多幼稚園印	方24	れい書	都多幼稚園名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立都多幼稚園印	だ円形35×15	れい書	都多幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立都多幼稚園長印	方21	れい書	都多幼稚園長名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1

」

に、

「

兵庫県宍粟市立下三方幼稚園印	方24	れい書	下三方幼稚園名をもって処理する重要な文書	下三方幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立下三方幼稚園印	だ円形35×15	れい書	下三方幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	下三方幼稚園長	1

兵庫県宍粟市立下三方幼稚園長印	方21	れい書	下三方幼稚園長名をもって処理する重要な文書	下三方幼稚園長	1

」

を

「

兵庫県宍粟市立下三方幼稚園印	方24	れい書	下三方幼稚園名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立下三方幼稚園印	だ円形35×15	れい書	下三方幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立下三方幼稚園長印	方21	れい書	下三方幼稚園長名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1

」

に、

「

兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園印	方24	れい書	繁盛幼稚園名をもって処理する重要な文書	繁盛幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園印	だ円形35×15	れい書	繁盛幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	繁盛幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園長印	方21	れい書	繁盛幼稚園長名をもって処理する重要な文書	繁盛幼稚園長	1

」

を

「

兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園印	方24	れい書	繁盛幼稚園名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園印	だ円形35×15	れい書	繁盛幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園長印	方21	れい書	繁盛幼稚園長名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1

」

に改める。

附　則

この規則は、平成29年４月１日から施行する。